第 7 章

し尿処理

第7章　し 尿 処 理

第 1 節　　し尿の収集・処理の現況

本市においては、収集運搬業を許可している５業者がし尿・浄化槽汚泥を収集運搬し、御坊広域行政事務組合が運営する御坊クリーンセンターにおいて処理を行っている。

このし尿処理施設である御坊クリーンセンターは、旧施設の老朽化にともない、令和８年３月に新たな汚泥再生処理センターが竣工され、同年４月から稼働が開始されている。

浄化槽以外のし尿の集合処理の地区としては、富安地区、上野・楠井地区、野島地区、加尾地区において農業集落排水事業が全面供用開始されている。

また、塩屋地区において公共下水道事業を実施しており、平成２８年４月には南塩屋地区が全面供用開始し、順次、供用開始区域が拡大されており、令和８年３月では、南塩屋、森岡、中村、猪野々、北塩屋地区が全面供用開始、湊、天田地区においても一部供用開始されている。

第 2 節　　し尿処理施設の概要

１．し尿処理施設の概要

名　　称	御坊クリーンセンター 所在地…御坊市熊野１２８２番地
運　　営	御坊広域行政事務組合（御坊市・美浜町・日高町・由良町・日高川町・印南町で構成）
処理能力	１２２ｋℓ／日（し尿２３ｋℓ／日　浄化槽汚泥８６ｋℓ／日　集落排水施設汚泥１３ｋℓ／日）
敷地面積	４８，１４２．６７㎡
竣　　工	令和８年３月３１日
処理方法	浄化槽汚泥混入比率の高いし尿に対応した膜分離高負加脱窒素処理方式＋高度処理・紫外線消毒
汚泥処理	高効率遠心脱水機→御坊広域清掃センター

２．農業集落排水処理施設の概要

◎富安地区処理場（平成１３年４月１日全面供用開始）

①処理能力　計画処理人口　１，１１０人
計画日平均汚水量　２９９．７m³／日
計画時間最大汚水量　３６．１m³／時

②計画水質

	計画流入水質	計画放流水質	除去率
ＢＯＤ	２００㎎／ℓ	２０㎎／ℓ	９０．０％
ＳＳ	２００㎎／ℓ	５０㎎／ℓ	７５．０％

③施設規模　敷地面積：１，６３９．１７㎡　建築面積：１１８．６３m²

◎上野・楠井地区処理場（平成１３年１１月１日全面供用開始）

①処理能力　計画処理人口　２，１００人
計画日平均汚水量　５６７m³／日
計画時間最大汚水量　６８．２５m³／時

②計画水質

	計画流入水質	計画放流水質	除去率
ＢＯＤ	２００㎎／ℓ	２０ｍｇ／ℓ	９０．０％
ＳＳ	２００㎎／ℓ	５０ｍｇ／ℓ	７５．０％

③施設規模　敷地面積：１，２９１．２m²　建築面積：２４２．７９m²

◎野島地区処理場（平成１３年１１月１日全面供用開始）

①処理能力　計画処理人口　４７０人
計画日平均汚水量　１２７m³／日
計画時間最大汚水量　１５．３m³／時

②計画水質

	計画流入水質	計画放流水質	除去率
ＢＯＤ	２００㎎／ℓ	２０㎎／ℓ	９０．０％
ＳＳ	２００㎎／ℓ	５０㎎／ℓ	７５．０％

③施設規模　敷地面積：９７１m²　建築面積：１４７．７２m²

◎加尾地区処理場（平成１９年７月１日全面供用開始）

①処理能力　　計 画 処 理 人 口　　１，０５０人
計画日平均汚水量　　２８４m^3／日
計画時間最大汚水量　　３４．２m^3／時

②計画水質

	計画流入水質	計画放流水質	除　去　率
ＢＯＤ	２００㎎／ℓ	２０㎎／ℓ	９０．０％
Ｓ　Ｓ	２００㎎／ℓ	５０㎎／ℓ	７５．０％

③施設規模　　敷地面積：１，５５５m^2　　建築面積：１９８．２２m^2

３．公共下水道処理施設の概要

◎塩屋浄化センター（平成２８年４月１日南塩屋地区全面供用開始）
（平成２９年４月１日森岡地区全面供用開始）
（平成３１年４月１日中村地区全面供用開始）
（令和５年４月１日湊地区一部供用開始）
（令和６年７月１日天田地区一部供用開始）
（令和６年１２月１日猪野々地区全面供用開始）
（令和７年４月１日北塩屋地区全面供用開始）

①処理能力　　計 画 処 理 人 口　　２，２００人
計画日平均汚水量　　１，２３０m^3／日
計画時間最大汚水量　　１１５m^3／時

②計画水質

	計画流入水質	計画放流水質	除　去　率
ＢＯＤ	２４０㎎／ℓ	１５㎎／ℓ	９３．８％
Ｓ　Ｓ	１８０㎎／ℓ	４０㎎／ℓ	７７．８％

③施設規模　　敷地面積：１２，６００m^2　　建築面積：６３０．４４m^2

第 ３ 節　　し尿処理量の推移

１．御坊クリーンセンターの処理量

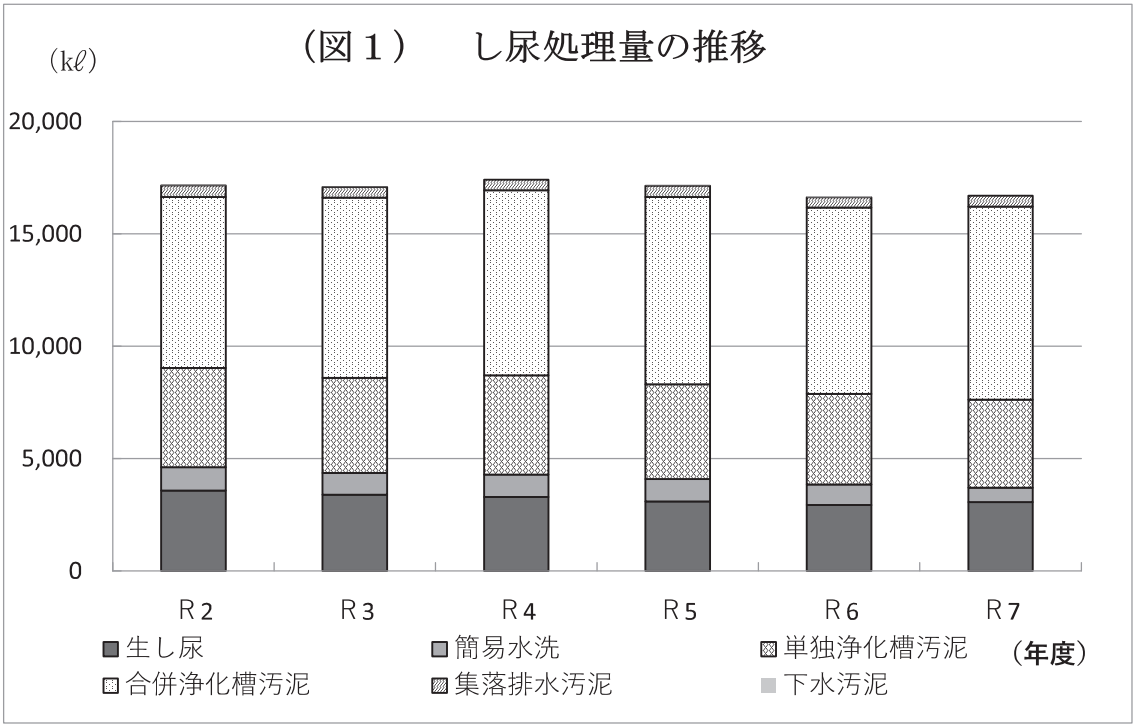
令和２年度から令和７年度までの過去６年間、御坊クリーンセンターで処理されたし尿の量は（表１）、（図１）のとおりである。

（表１）　し尿処理量の推移

（単位：kℓ ）

種別＼年度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
生　し　尿	3,580.36	3,394.72	3,296.72	3,095.88	2,935.95	3,073.72
簡易水洗	1,042.37	967.96	997.91	991.38	913.97	640.43
単独浄化槽汚泥	4,408.55	4,238.55	4,407.30	4,217.81	4,033.79	3,905.06
合併浄化槽汚泥	7,605.45	8,018.53	8,233.73	8,335.07	8,281.21	8,601.89
集落排水汚泥	513.27	458.59	468.55	504.04	468.55	477.39
下水汚泥	7.82	3.13	0.00	10.16	0.00	0.00
合　　計	17,157.82	17,081.48	17,404.21	17,154.34	16,633.47	16,698.49

（図１）　し尿処理量の推移



２．塩屋浄化センターの処理量

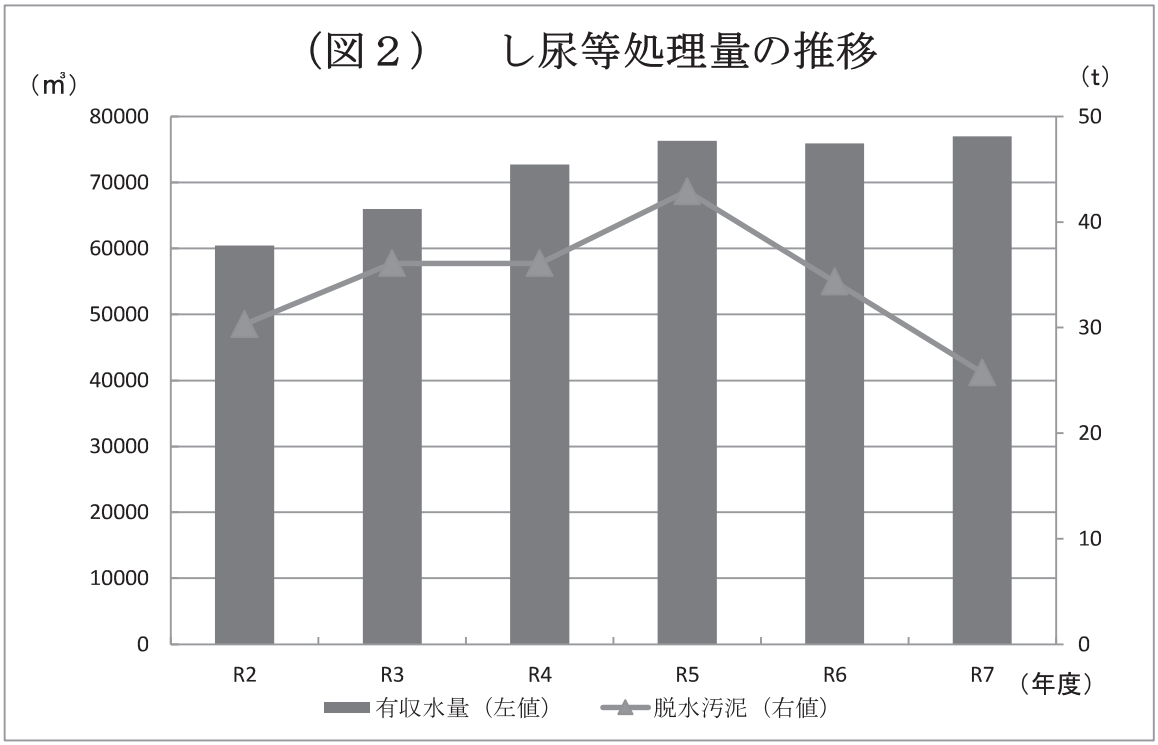
塩屋町の公共下水道処理計画区域では、塩屋浄化センターにおいてし尿や生活雑排水を処理している。

処理された量は、（表２）、（図２）のとおりである。

（表２）　し尿等処理量の推移

種別＼年度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
有収水量（㎥）	60,442.00	65,971.0	72,705.0	76,292.0	75,917.0	77,012.0
脱水汚泥（ｔ）	30.33	36.09	36.09	42.93	34.35	25.73

（図２）　し尿等処理量の推移



第 4 節　　浄化槽設置の推進

私たちが生活する上で、水は欠かすことの出来ないものであるが、近年、河川や海域などの公共用水域の水質汚濁が深刻化している。その主な要因が、一般家庭から排出される生活排水による水路や河川の水質汚濁である。

本市では、公共下水道や農業集落排水が整備されているが、未整備の地域では、くみ取りや単独処理浄化槽が残っており、水環境の保全を図るためにも、生活排水を適正に処理できる合併処理浄化槽の普及促進に取り組んで行く必要がある。

このため、本市では、平成４年度から住宅に合併処理浄化槽を設置する世帯に対し、補助金を交付する「浄化槽設置整備事業」を実施し、浄化槽の設置を推進している。

（表3） 浄化槽の設置状況（過去5年累計）

（単位：基）

種別＼年度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
浄化槽設置累計	3,209	3,257	3,320	3,365	3,424
年度内設置	84	48	63	45	59
補助対象累計	2,230	2,274	2,310	2,339	2,379
年度内設置	57	44	36	29	40